

犬山にず〜っと住もまい！ 犬山市住宅リフォーム補助金

[犬山市住宅リフォーム補助金]とは？

若い世代が市内で居住する住宅をリフォームする費用を補助します！

おもな条件

- ・本人または配偶者が40歳以下であること（親が申請の場合は子が40歳以下かつ世帯を構成）
- ・申請者もしくは申請者と同居する直系親族の持ち家であること
- ・申請者が契約する工事であること
- ・市内事業者と契約するリフォーム工事であること
- ・3年以上継続して居住すること
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団等の関係者でないこと
- ・他の補助金の対象でないこと
- ・過去にこの補助金を受けていない住宅であること
- ・適法に建築・改修等がされた住宅であること



…など 詳しくはお問い合わせください

同居の場合

工事を契約予定の同居親 or どちらかが申請

※親が申請する場合、子は親と別世帯を構成していること

補助内容

リフォーム工事費の1/5（対象事業費は30万円以上）、上限30万円を補助

同居以外の場合

工事を契約予定の居住者が申請

補助内容

リフォーム工事費の1/5（対象事業費は30万円以上）、上限10万円を補助

完了報告時に**多子世帯**（同一世帯で3人以上かつ第3子以降の子が中学生以下の世帯）に該当する場合はさらに20万円を補助（第3子以降が胎児の場合は申請時に母子手帳の所有が条件）

注意事項

工事契約予定者が契約前に申請してください

契約締結後は受付することができませんのでご注意ください

3年後居住実態を調査します。転居していた場合、市長が認めた場合を除き、補助金を返還していただきます。

申込み&問合せ

都市計画課 営繕住宅担当（本庁舎2階）まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/sumai/1005049.html>